

令状実務詳解〔補訂版〕

監修

弁護士、元札幌高等裁判所長官
田中 康郎

編集

東京高等裁判所部総括判事 安東 章 司法研修所所長代行・判事 河本 雅也
千葉家庭裁判所所長代行・判事 河原 俊也 東京地方裁判所第二所長代行・判事 鈴木 巧

■ A5判 ■ 並製 ■ 1408頁

■ 定価 9,900円 (本体9,000円+税10%)

ISBN978-4-8037-4353-1 C3032

本書の特長

刑事裁判実務の中核に位置する経験豊富な100名超の判事が執筆！

警察官、検察官、弁護士、裁判官等、最前線で活躍する実務家に向けて、令状実務全般の最新動向及び現在の到達点を示すべく、実務全般にわたる230講に及ぶテーマを網羅。

令状実務の伝統的な論点から最新の論争点まで、この一冊に！

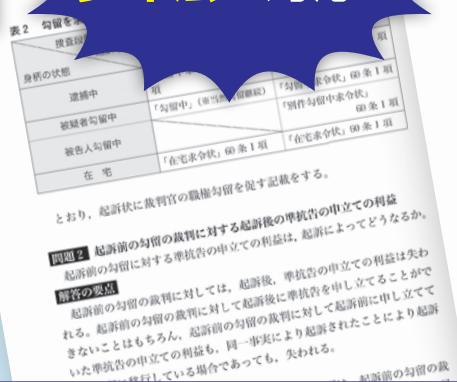
従来の重要論点・判例から、情報処理の高度化や新制度の導入に伴う最新の論争点・判例まで、徹底解説。身近な疑問の解消に役立つだけでなく、更なる知見を得ることができる。

一問一答形式による、実務に役立つ詳細で分かりやすい解説！

各テーマにつき「問題→解答の要点→解説」で構成する一問一答形式。論点を簡潔に明示した「解答の要点」を読むことで、問題解決へのポイントを押さえることができる。

内容見本

令和3年改正少年法に対応!!



おり、起訴状に裁判官の職権勾留を促す記載をする。
問題2 起訴前の勾留に対する準拠の申立ての利益は、起訴によってどうなるか。
起訴前の勾留に対する準拠の申立ての利益は、起訴後、準拠が申立てることがで
解等の要点
起訴前の勾留の裁判に対する起訴後に準拠を申し立てることは、起訴前に申し立てて
れる。起訴前の勾留の裁判に対して起訴後に準拠を申し立てることにより起訴
きないことはもちろん、起訴前の勾留の裁判に対して起訴前に申し立てることにより起訴
いた準拠の申立ての利益も、同一事実により起訴されたことにより失われる。
いた準拠の申立ての利益も、同一事実により起訴されたことにより失われる。

序 改正少年法施行による令状実務への影響について

1 法改正の概要等
少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「本法」といいます。）は、本法の条文を引用する場合は、單に条文だけを示します。本法は、民法の成年年齢の引下げなど、18歳及び10歳の月1日に施行された。

本法は、民法の成年年齢の引下げなど、18歳及び10歳の

主体として位置付けられるようになったことなどに鑑み、

「特定少年」と呼称し、少年法の適用対象とし、全件送致の

しつも、次の特例を定めた。

- (1) 原則検察官送致対象事件の拡大
- (2) 被害の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲で
- (3) 「犯の対象からの除外
- (4) 検察官送致決定後における刑事事件の特例の不適用
- (5) 起訴後ににおける稚幼罪道禁止の解除

の判断については、本書第8編の各論稿にお

準が、実体法上一罪の関係にある他の事実（單一性のある事実、すなわち常習一罪、包括一罪、科刑上一罪等の関係にある事実）による再逮捕についても同様に当てはまるかについては、一罪一勾留の原則の適用範囲（本講問題2）等とも関連して議論がある^(注14)。詳しくは、本書24及び25講を参照されたい。

また、再逮捕に引き続いて再勾留まで許されるかについては、（再逮捕とは異なり）再勾留を想定した明文の規定がないことや、勾留と逮捕に比べて身柄拘束期間が長い（被疑者に対する不利益が大きい）ことなどから、その可否やそれを認める場合の要件等をめぐって更に議論^(注15)ある。詳しくは、本書70講を参照されたい。

関連する解説を
すぐに
確認できる!

注釈付事項索引、判例索引付き！

差入れ (⇒物の授受に関する接見等禁止の一部解除)	954
差押許可状 (⇒①差押処分に関する裁判所(裁判官)の令状を「押取令状」といい、裁判所が公判廷外で差押えを行うために発する「差押状」(刑訴106条)と、捜査機関が差押えを行うことを認める「差押合状(差押許可状)」(刑訴218条1項)がある。同一の機会に行われる捜査と差押えについては、捜査と併せ、1通の「捜査差押許可状」として発付されるのが実務の通例。②處分の性質上、無体的な情報(電磁的記録であるコンピュータ・データはその一例)は差押えの対象とはならず、対象となるのはそれが記録された有体物(記録媒体であるディスク、印字された紙など)・刑訴218条1項、222条1項、99条1項) ... 858,890	858,890
差押えに代わる処分 (⇒電磁的記録媒体自身の差押えに代えて対象情報のみを取得する代替的執行方法・刑訴110条の2、218条1項)	891
差押えの必要性 (⇒令状裁判官が差押えを否定すべき場合「明らかに差押えの必要がないと認められるとき」) ... 713,781	713,781

更に見やすく、
使いやすくなりました！

検索したい用語がどんな文脈で
記載されているのかが分かる！

令状実務詳解

〔補訂版〕
監修 田中 康郎 編集 安東 章
河原 俊也 河本 雅也
鈴木 巧

立花書房

目次裏面参照▶▶▶

令状実務詳解〔補訂版〕

目次(抜粋)

第1編 捜査・逮捕

第1章 捜査全般

- 1 訴訟条件の欠缺と令状発付の可否
- 2 死者を被疑者とする令状
- 3 将来発生する犯罪事実に係る令状発付の可否
- ほか 全18講

行廣浩太郎
行廣浩太郎
足立 勉

第2章 逮捕全般

- 19 別件逮捕・勾留
- 20 任意同行と逮捕の始期
- 21 同一事件における再逮捕
- ほか 全31講

矢野 直邦
丹羽 敏彦
榎原 敬

第2編 勾留

第1章 勾留全般

- 50 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由
- 51 被疑者には罪証隠滅のおそれがあるが、仮に被疑者を勾留しても他の者が同様の罪証隠滅をするおそれがある場合における勾留の可否
- 52 逃亡すると疑うに足りる相当な理由
- ほか 全17講

石井 伸興
石井 伸興
佐藤 正信

第2章 被疑者勾留

- 67 刑訴法 206条2項のやむを得ない事由の意義
- 68 A事実で逮捕した被疑者をA及びB事実で又はB事実のみで勾留することの可否
- 69 捜査官が刑訴規則148条1項1号所定の資料を提供できない場合における勾留の可否
- ほか 全33講

柴田 寿宏
柴田 寿宏
野原 俊郎

第3章 被告人勾留

- 100 刑訴法 280条2項の釈放命令の方式とこれに対する準抗告の可否
- 101 起訴後において、勾留状が失効した後に新たに勾留した場合の勾留期間
- 102 第1審無罪判決後の被告人の再勾留の可否等
- ほか 全13講

戸苅 左近
中川 綾子
高橋 康明

第4章 勾留執行停止・勾留理由開示

- 113 勾留の執行停止の要件及び手続等
- 114 勾留の執行停止における期限及び条件
- 115 勾留執行停止中における被疑者の逃亡を防ぐための措置
- ほか 全12講

須田 雄一
須田 雄一
戸苅 左近

第3編 捜索・差押え・検証

第1章 捜索・差押え全般

- 125 身体検査の限界
- 126 逮捕に伴う無令状検索差押えの許される範囲
- 127 承諾による検索の適法性
- ほか 全31講

鈴木 巧
金子 大作
河村 俊哉

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 令状実務詳解〔補訂版〕

合計

部

ご所属名	府	道	県
(署・隊・課)			

ご担当者名

(TEL : _____)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。

係名	氏名

係名	氏名

利用目的 当社は本申し込みにより収集した個人情報について、商品発送やサービス実施とご案内、お問い合わせへの回答に利用いたします。第三者提供 当社は法令に基づく場合、本人の同意がある場合を除いて個人データを第三者へ提供することはいたしません。開示請求 ご本人確認の上で、開示・訂正・削除・利用停止の対応をいたします。詳細については、当社窓口よりご連絡ください (<https://tachibananashobo.co.jp/help/privacy>)。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibananashobo.co.jp>